

人情報の保護に関する法律施行条例（案）の主な内容及び開示請求の際に手数料を徴収することに対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和4年9月20日(火)から令和4年10月20日(木)まで
- (2) 意見提出者数 1人
- (3) 意見件数 1件
- (4) 提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファクシミリ	電子メール	計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

2 提出された意見と考え方

人情報の保護に関する法律施行条例（案）の主な内容及び開示請求の際に手数料を徴収することに対する意見募集をした結果、1件御意見をいただきました。

これらの御意見と市の考えは以下のとおりです。

該当の頁	意見要旨	市の考え方
5	情報開示の際に手数料が発生し、市民が情報を得にくくなる。	<p>これまでは、開示の実施に係るコピー代などを負担いただいておりますが、開示請求がなされてから、開示決定等の通知を発するまでの申請事務処理に係るコストの一部についても、開示請求をする者に負担を求めます。</p> <p>開示請求をした者のみにする行政サービスのため手数料を徴収することが相当と考えます。</p> <p>なお、広く市民一般に周知する必要のある事項については、引き続き、広報、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスを活用して情報を発信してまいります。</p>